

山梨市重層的支援体制整備事業 実施計画

計画期間:令和6年4月～令和8年3月

令和6年3月

山梨市

目 次

はじめに.....	1
I. 山梨市における重層的支援体制整備事業の実施について.....	3
1. 重層的支援体制整備事業の概要	3
II. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	4
1. 計画の位置づけ.....	4
2. 計画の取り組み期間と評価見直し.....	4
3. 山梨市重層的支援体制整備事業実施計画策定の組織体制.....	6
III. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制と目標指標.....	7
1. 包括的相談支援事業(第1号)	7
2. 地域づくり事業(第3号).....	8
3. 多機関協働事業等	9
(ア) 多機関協働事業(第5号)	9
(イ) アウトリーチ等を通じた継続支援事業(第4号).....	10
(ウ) 参加支援事業(第2号).....	11
IV. 各種会議.....	14
1. 重層的支援会議	14
2. 支援会議	14
3. 庁内等検討会議及びワーキング.....	14
4. 地域福祉計画策定懇話会	14
V. 緊急時の対応	15

はじめに

本市は平成17年3月22日に旧山梨市、牧丘町、三富村が合併し、新「山梨市」として誕生しました。合併当初の人口は39,521人※1でありましたが、令和5年には33,200人※2と合併から18年が経過する中で、16.0%の人口減少がありました。高齢化率は25.1%※3から34.8%※2へと10%近く増え、一人暮らし高齢者数※4は、平成17年に1,127人であったのに対し、令和2年には1,869人へと増えています。更には、令和4年に生まれてきた子どもが172人であった一方、亡くなった方は561人と自然減の減少度合いは大きくなりつつあり、転入・転出による社会増減を加味しても、本市の人口は、減少傾向が進んでいます。特に三富地域では合併時から45.0%、牧丘地域では32.4%の人口減少があり、市内における地域差も大きくなっています。また、近所付き合いの程度を聞いたアンケート調査結果(図1)では、近所付き合いをよくしている、またはある程度していると回答した人の割合が、10年間75.1%から51%へと大きく減少しており、住民同士のつながりも希薄化してきていることが伺えます。

こうした状況から市では、これまでの支え手側、受け手側という仕組みではなく、市民がそれぞれに役割を担い、「相互に支え合う」地域づくりを目指し、令和6年度より社会福祉法(昭和26年法律第45号。(以下「法」という。))第106条の4に基づく、「重層的支援体制整備事業」に取り組むこととしました。

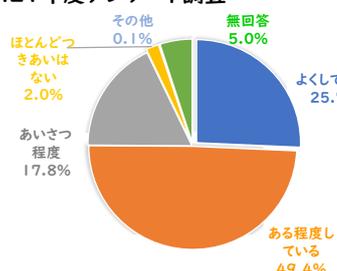
重層的支援体制整備事業は、高齢の親と無職の子ども家庭の「8050問題」や介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」などの複雑化・複合化した事例や、ひきこもりやヤングケアラーなどこれまでの対象者別の制度には合致しにくい制度の狭間にある問題に対応していくため、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を構築し、悩みを抱えた人に寄り添う伴走型支援を行う仕組みを作れるよう設けられた事業です。

近所付き合いの程度

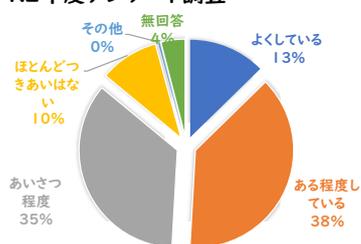
(山梨市地域福祉計画アンケート調査結果より)

図1

H21年度アンケート調査



R2年度アンケート調査



※1) 出典:統計やまなし 平成17年度版

※2) 出典:R5.9.30 年齢別人口集計表(市民課)

※3) 出典:山梨市保健統計 平成17年

※4) 出典:国勢調査

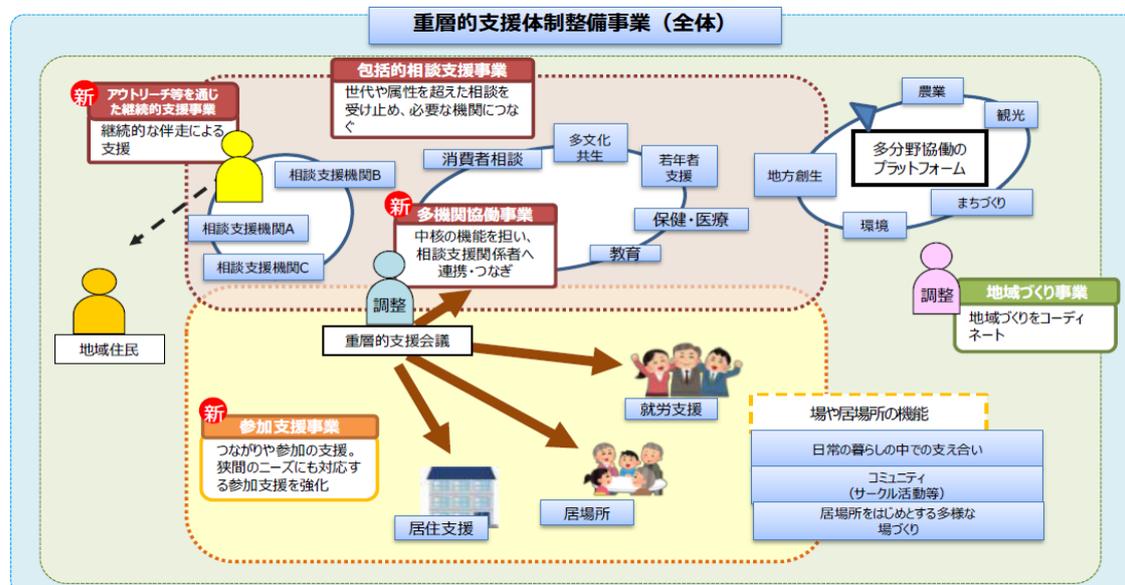
上位概念(目指すべき姿・理念)	地域共生社会の実現
<p>山梨市地域福祉計画基本理念</p> <p>一人ひとりが主人公 支え合いが広がる 笑顔のまちづくり</p>	
中位概念(目標・方針)	<p>包括的な支援体制の整備</p> <p>(社会福祉法第106条の3)</p>
具体的手法	<p>重層的支援体制整備事業の実施</p> <p>(社会福祉法第106条の4)</p>

I. 山梨市における重層的支援体制整備事業の実施について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供などを行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切な相談支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としたものです。

包括的相談支援事業において、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、本人や世帯の問題をまるごと受け止めます。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるよう調整していきます。また、長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援を行います。相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域の社会資源の間を調整していきます。この他、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。これらの事業が相互に重なり合いながら、本人に寄り添い、伴走する支援体制を整えます。

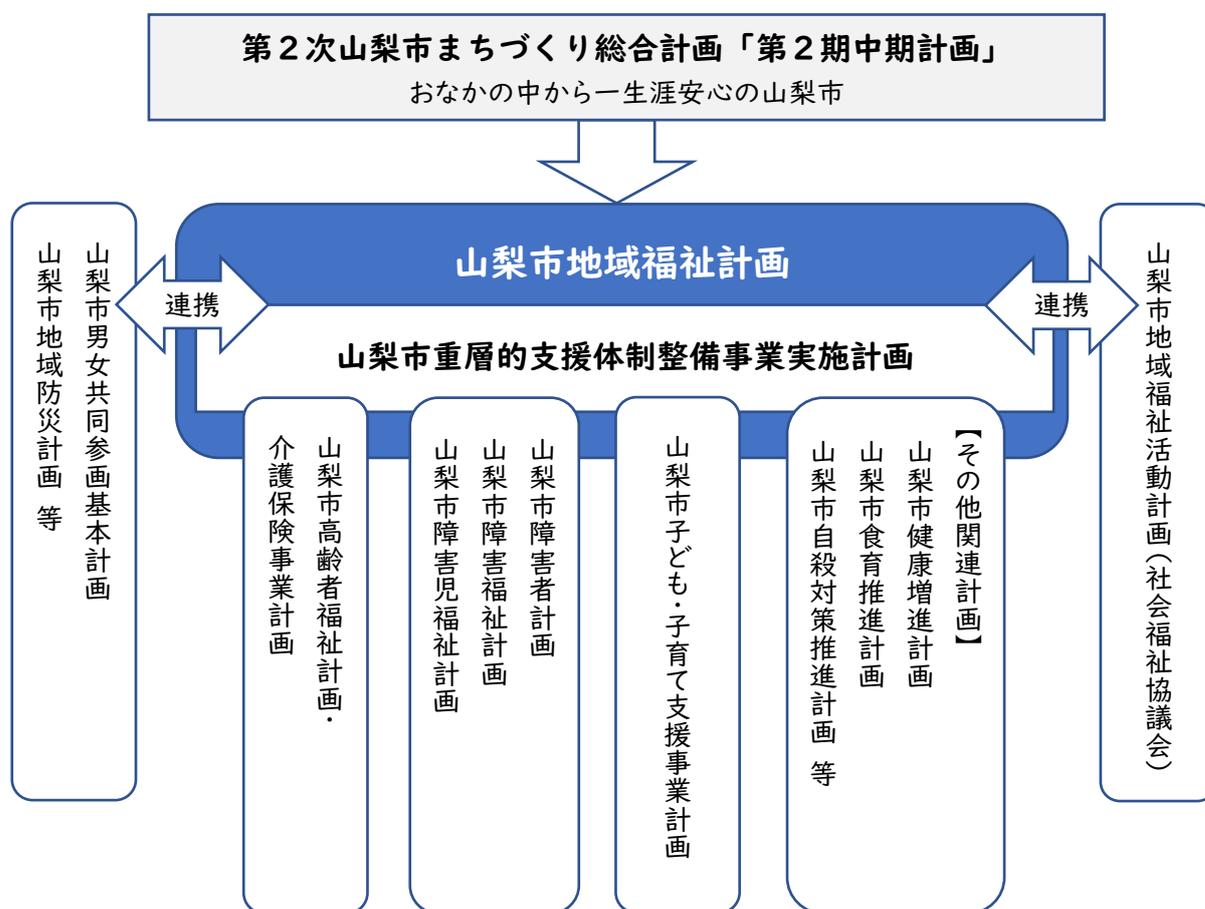


出典：厚生労働省資料「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（全般）」

II. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画の位置づけ

本計画は、法第106条の5第1項の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。本市では、第2次山梨市まちづくり総合計画の福祉分野の施策を具体化・推進する「山梨市地域福祉計画」を策定しています。本計画は、山梨市地域福祉計画で目指す地域共生社会の実現の手段として始める取り組みであり、山梨市地域福祉計画及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、その他関連計画との整合を図ります。



2. 計画の取り組み期間と評価見直し

実施計画の取り組み期間は、第2次山梨市まちづくり総合計画及び山梨市地域福祉計画との整合性を図るため、計画期間を令和6年度及び令和7年度の2年間とします。

重層的支援体制整備事業を適切かつ効率的に取り組むため、各種事業については単年度ごとにPDCAサイクルに基づいた検証・評価を行います。

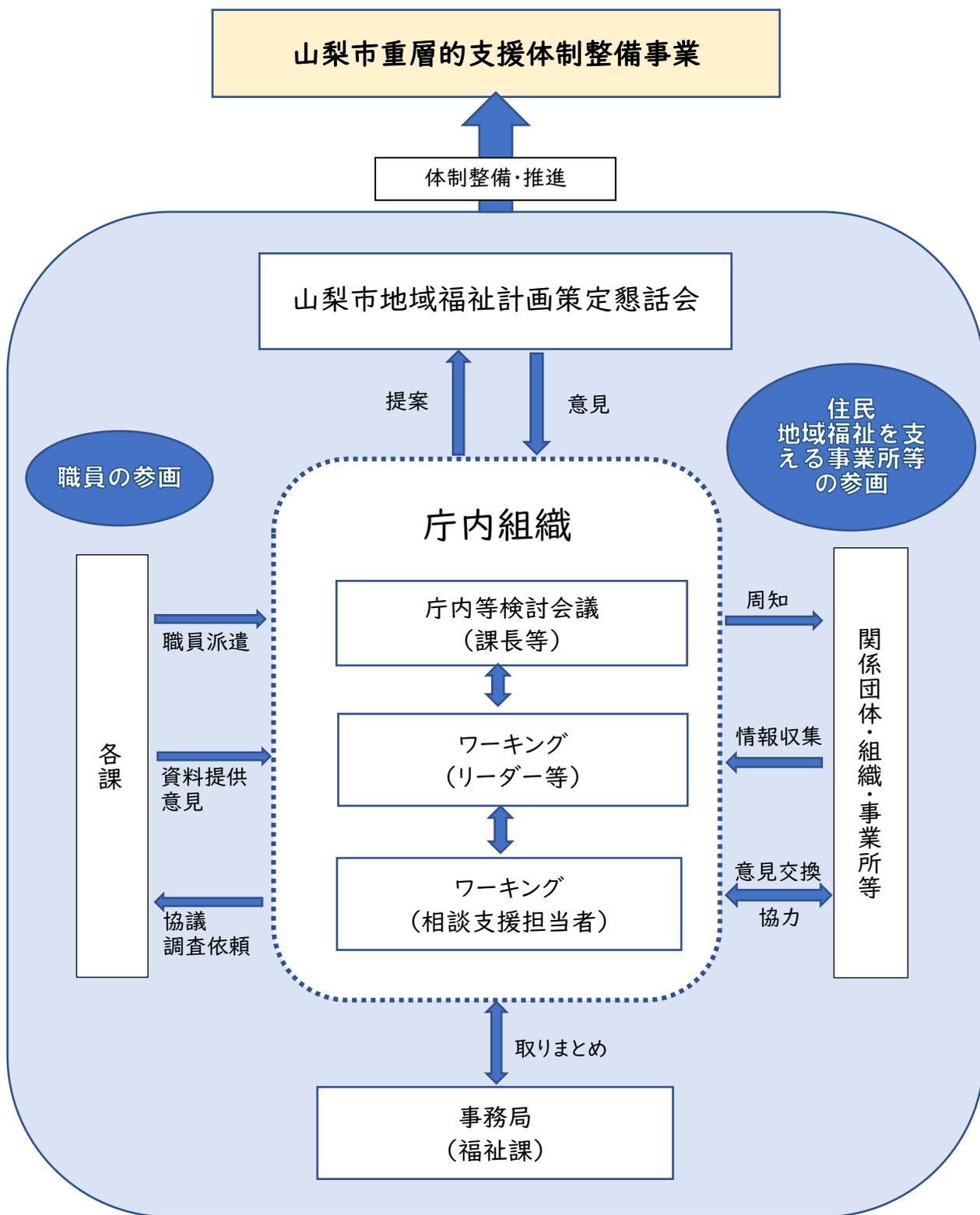
検証・評価にあたっては、保健医療・福祉・介護・子育て支援関係団体等の有識者等で構成する重層的支援会議を開催し、実施計画の進捗状況や重層的支援体制整備事業全体

の検証等を行います。

計画	2021	2022	2023	2024	2025
	R3	R4	R5	R6	R7
第2次山梨市まちづくり 総合計画「第2期中期計画」		→			
山梨市地域福祉計画	→				
山梨市重層的支援体制整備 事業実施計画				→	



3. 山梨市重層的支援体制整備事業実施計画策定の組織体制



Ⅲ. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制と目標指標

法第106条の4第2項の規定に基づく重層的支援体制整備事業の実施について、次のよう
に取り組みます。

また、重層的支援体制整備事業の目指すべき姿である「地域共生社会の実現」に向け、次
の目標に向けて取り組みます。

・地域社会に支えられていると思う市民の割合

過去の調査結果		目標値(令和7年度)
平成26年度	令和2年度	
75.3%	62.8%	76%

※地域福祉計画策定に向けた市民アンケートにおいて、「そう思う」または「どちらかという思う」と
回答した割合。

1. 包括的相談支援事業(第1号)

本市では、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどの従来の相談窓
口機能を維持しつつ、他の支援関係機関との連携を図るいわゆる「基本型事業・拠点」の
体制とします。相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係
機関との連携やつなぎを行います。

また、孤独・孤立対策推進法(令和6年4月1日施行)が制定されたことに伴い、各相談機
関が孤独・孤立を抱えた人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うよう努め
ます。

実施事業	分野	所管課	相談機関	運営形態	拠点数
地域包括支援センターの運営 (第1号のイ)	介護	介護保険課	地域包括支援センター	直営	1
障害者相談支援事業 (第1号のロ)	障害	福祉課	障害者基幹相談支援センター	直営	1
			障害者相談支援事業所	委託	2
利用者支援事業 基本型(第1号のハ)	子ども	子育て支援課	山梨市つどいの広場「たち山梨」	直営	1
利用者支援事業 母子保健型(第1号のハ)		健康増進課	子育て世代包括支援センター	直営	1
自立相談支援事業 (第1号のニ)	困窮	福祉課	生活相談支援センター	直営	1

(目標値)

相談機関	評価指標	実績値	目標値	
		令和4年度	令和6年度	令和7年度
地域包括支援センター	新規相談支援件数	638件 (R5見込値)	750件	800件
障害者基幹相談支援センター	新規相談支援件数	55件	110件	120件
障害者相談支援事業所	新規相談支援件数	55件	60件	65件
山梨市つどいの広場「たち山梨」 (利用者支援事業)	子育て支援総合コーディネーター による他事業への出張回数	32回 (R5見込値)	32回	32回
子育て世代包括支援センター	個別支援計画作成割合	17.1%	17.0%	17.0%
生活相談支援センター	新規相談支援件数	101件	115件	120件

※上記の評価指標は、支援を必要とする事例の掘り起こしにより、短期的には増加する指標ですが、必要な支援につなぐ事例の積み上げにより、長期的には減少を見込むものです。また、新規相談支援に関する指標は、目標値として掲げた件数の相談支援を行うことができる体制整備を目指すものです。よって、目標値を下回った場合は、その原因を分析し、体制整備が十分であったかを検証します。

2. 地域づくり事業(第3号)

地域住民同士が相互につながり、地域での支え合い活動が活発化するよう、地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。また、地域を支える担い手同士が出会い、つながることで、新たな地域活動が生まれること、さらには地域での見守りや支え合いの輪が広がっていくよう、地域や市民の意識の醸成を図っていきます。

実施事業	分野	所管課	地域づくり支援拠点	運営形態	拠点数
地域介護予防活動支援事業 (第3号のイ)	介護	介護保険課	高齢者通いの場事業	直営	1
生活支援体制整備事業 (第3号のロ)	介護	介護保険課	第1層協議体	直営	1
			第2層協議体	住民主体	1
			生活支援コーディネーター	直営	1
地域活動支援センター事業 (第3号のハ)	障害	福祉課	オアシスやまなし結	委託	1
地域子育て支援拠点事業 (第3号のニ)	子ども	子育て支援課	山梨市つどいの広場「たち山梨」	直営	3
			山梨市つどいの広場「たち牧丘」		
			山梨地区子育て支援センター		
生活困窮者支援等のための 地域づくり事業	困窮	福祉課	支援関係者ネットワーク会議	委託	1

(目標値)

地域づくり支援拠点	評価指標	実績値	目標値	
		令和4年度	令和6年度	令和7年度
高齢者通いの場事業	利用団体数	1団体	3団体	4団体
生活支援体制整備事業	第2層協議体拠点数	1拠点 (R5見込値)	11拠点	11拠点
オアシスやまなし結	1日あたり利用者数	3人	6人	10人
山梨市つどいの広場「たち山梨」	開所日数	241日	243日	242日
山梨市つどいの広場「たち牧丘」	開所日数	114日	260日	115日
山梨地区子育て支援センター	開所日数	140日	—日	150日
支援関係者ネットワーク会議	参加団体数	—団体	7団体	10団体

3. 多機関協働事業等

(ア) 多機関協働事業(第5号)

市には、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、こども家庭センター(令和6年4月設置予定)、生活相談支援センターなどの相談窓口があります。各相談窓口において包括的に相談を受け止める中で、課題が複雑化・複合化しており、相談を受けた窓口のみでは解決が難しい場合、多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号)を活用します。

多機関協働事業では、重層的支援会議として、本人の同意のもと関係機関で集まり、課題の解きほぐしや支援の役割分担をし、支援プラン(法第106条の4第2項第6号)を作成します。また行った支援のモニタリングを実施しながら、支援プランの見直し、課題解決による終結の判断まで行います。

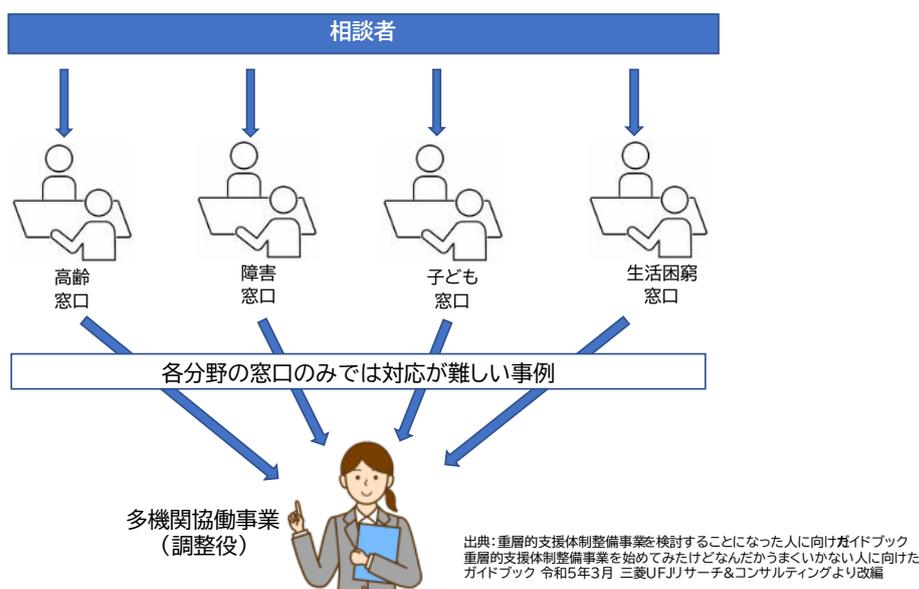
地域から寄せられた心配の声に対して、長期にわたるひきこもり事例など、当事者である本人は困り感を抱いておらずに本人の同意が得られない場合、どのように本人との関係性を築いていくかを協議する支援会議(法第106条の6)を行い、本人同意のもと、協働する重層的支援会議に移行していけるように検討と働きかけを行っていきます。

多機関協働事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、支援者を支援する役割を担うため、包括的相談支援事業に従事する人員等の研修体制を確保し、重層的支援体制整備事業の担当内に調整役を担う専門職を配置します。

実施主体	運営形態
山梨市	直営

(目標値)

評価指標	実績値	目標値	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度
支援会議 開催回数	一回	21回	24回
重層的支援会議 開催回数	10回 (R5見込値)	13回	15回
支援プラン 作成件数	4件 (R5見込値)	6件	8件



(イ) アウトリーチ等を通じた継続支援事業(第4号)

長期にわたるひきこもりの状態にあるなどして、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。この事業は、自ら支援を求めることができない人、支援につながることに否定的な人及び複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えており、各部署が連携することで、より良いアセスメントが可能な人などを対象とします。また、対象者とつながる方法として、DX技術の活用を進めていきます。

a. アウトリーチ支援員の配置

地域活動の場(各種ネットワーク会議、民生・児童委員会、自主グループ、高齢者サロン等)に出向いて情報収集を行い、困っている人を見つけ出し、アウトリーチ等を行う専門職(アウトリーチ支援員)を重層的支援体制整備事業の担当内に配置します。

アウトリーチ支援員は支援の方策を検討するため、関係者との調整を図り、多分野の支援機関による連携が必要と判断した場合には、多機関協働事業につながります。

また、地区活動にも積極的に参加し、地域住民が相互に気かけあい、地域で生活する気がかりな人を早期に相談につなぐ役割を担うよう、地域住民と協働していきます。

実施主体	運営形態
山梨市	直営

(目標値)

評価指標	実績値	目標値	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度
支援対象者へのアウトリーチ手法の種類	一種類	5種類	6種類

b. 情報収集と関係性構築に向けた支援の実施

支援が必要なのに届いていない人や、支援につながることに拒否的な人の把握に努め、それらの対象者を把握した際には、丁寧な情報収集を行い、アウトリーチの手法を用いて関係性を構築し、必要な支援に結びつける活動を行います。長期にわたるひきこもり事例など、本人が困り感を抱いていない場合は、本人との関係性の構築において寄り添い、関係性を築いた後も社会とのつながりの回復に向けた伴走支援を行います。

また、アウトリーチ支援員は、訪問、電話、手紙など、対象者の状況に応じて本人とつながるための方法を検討し、本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけを担います。

実施主体	運営形態
山梨市	直営・委託

(ウ) 参加支援事業(第2号)

支援を要する対象者の状況により、既存の社会参加に向けた事業のみでは対応できない場合、地域の社会資源を活用して、対象者の状態にあった支援メニューを新たに創出していきます。この事業は、既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などを対象とします。

これらの対象者が社会とのつながりを再構築して社会参加を進めていくために、既存の福祉サービスを実施する社会福祉法人や特定非営利活動法人等と連携し、狭間のニーズを埋める仕組みとして、就労における支援や居場所づくり、社会参加機会の確保等の取り組みを行います。

a. 参加機会の確保(場の提供)

既存の社会参加に向けた取り組みでは対応が困難な人に、社会参加の機会を提供す

るため、対象者の状況に合わせた場づくりを行います。場づくりは、市や参加支援事業者が、住民が気軽に來ることのできるコミュニティなどの「場」を用意することで、当事者の発見や支援につなげます。

実施主体	運営形態
山梨市	一部委託

(目標値)

評価指標	実績値	目標値	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度
場づくり事業における参加者の満足度	-%	80%	90%

b. 見守り等居住支援の提供

居住にかかる支援として、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターや安定的な住まいの確保の支援、新たな環境に適応できているか等を見守るといった定着支援を実施します。この事業では、家族から自立したひとり暮らしを図るための見守り等の居住支援の提供を行います。

また、対象者には支援プランを作成し、自立に向けた支援計画に位置づけます。

実施主体	運営形態
山梨市	委託

c. 就労支援の提供

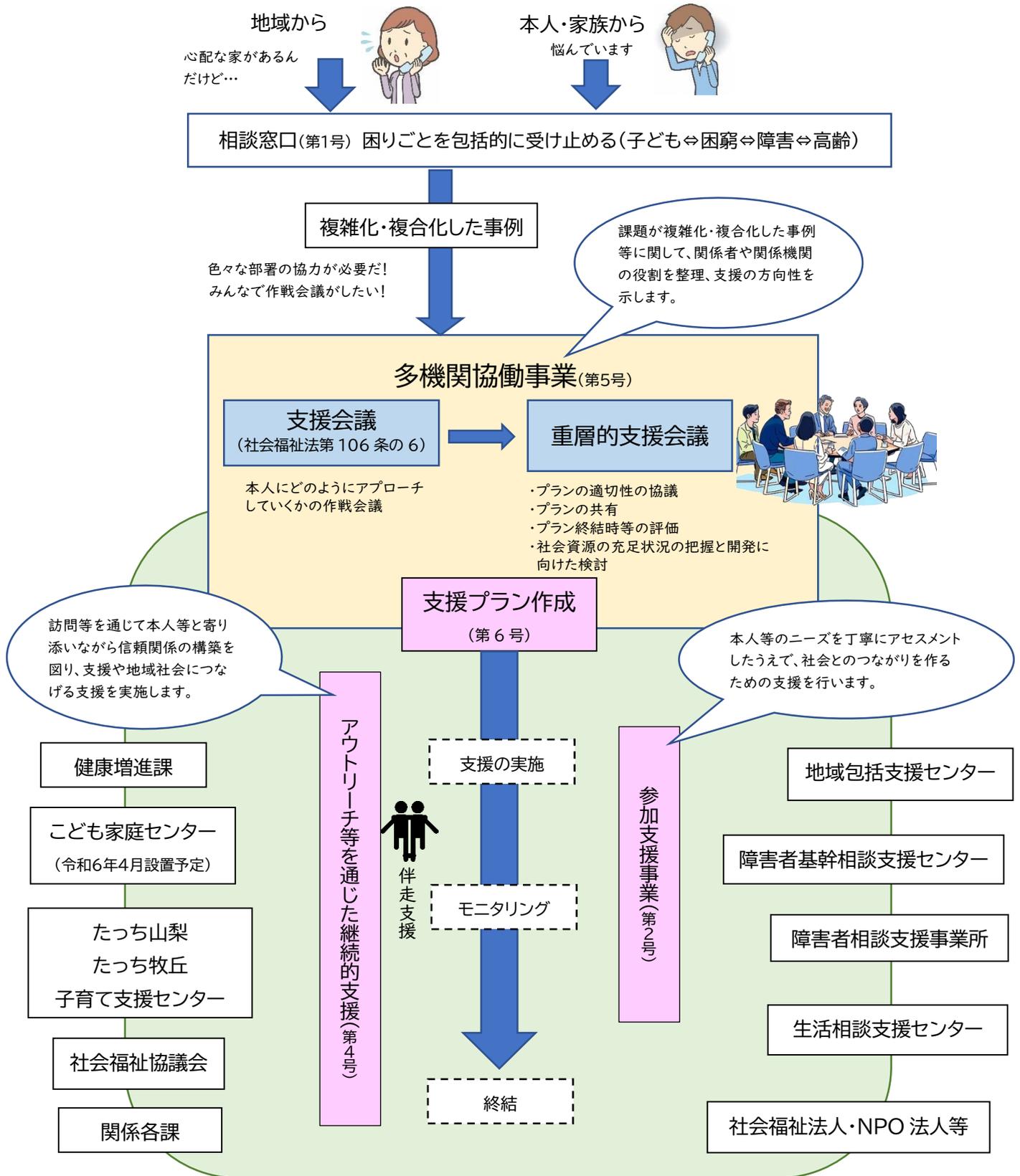
支援対象者のニーズに合わせて、就労に向けた支援を行うため、企業や事業主等の協力を得て、就労活動に結びつけていけるよう、アウトリーチ支援員がサポートしていきます。

実施主体	運営形態
山梨市	委託

(目標値)

評価指標	実績値	目標値	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度
就労支援における社会資源とのマッチング件数	一件	1件	2件

多機関協働事業(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号)の支援フロー



IV. 各種会議

1. 重層的支援会議

本人の同意に基づき、支援関係機関で支援方針の検討や役割分担を行います。支援の開始後も、支援の進捗状況に応じて、モニタリングや評価を目的とした会議を行い、再プランの策定、支援終結の判断、支援中断の決定等を行います。包括的相談窓口を担う部署からの要請を受け、重層的支援体制整備事業の担当部署が会議の調整を行います。

また、重層的支援会議には、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の役割もあります。個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを重層的支援会議において検討します。この際、保健医療・福祉・介護・子育て支援関係団体等の有識者等で構成する重層的支援会議を開催します。

2. 支援会議(法第106条の6)

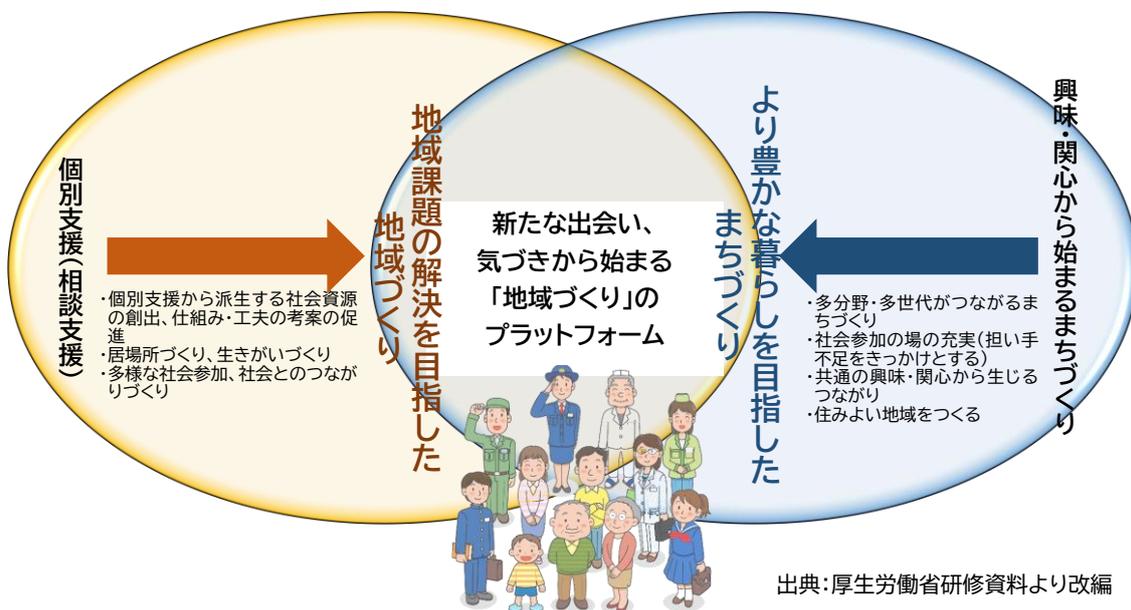
本人の同意がない場合にも、緊急性がある場合や、早期に支援体制を整える必要がある事例について、支援関係者間で情報の共有や支援体制の検討を行うため、守秘義務を設けた支援会議を開催します。

3. 庁内等検討会議及びワーキング

庁内関係課及び山梨市社会福祉協議会から構成される会議において、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報共有や意見交換、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び進行管理について協議を行います。また、相談支援に携わる職員等を対象としたワーキングにおいては、研修の機会を設け、支援の資質向上に向けた取り組みを行います。

4. 地域福祉計画策定懇話会

民生委員・児童委員連絡協議会、区長会、医師会、保健所、障害者福祉会、老人クラブ連合会、公民館連絡協議会等の代表により構成された会議です。重層的支援体制整備事業実施計画の上位計画である地域福祉計画の策定・中間見直し等について協議します。



V. 緊急時の対応

災害や新興感染症等の緊急を要する事態が生じた際には、山梨市地域防災計画や山梨市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、関係課で連携し、市民の安全確保を優先し、事業実施の判断や、実施方法の見直しを行います。

山梨市重層的支援体制整備事業実施計画

令和6年(2024年)3月発行

[発行元]

山梨市 福祉課 社会福祉担当

〒405-8501 山梨市小原西843

TEL:0553-22-1111/FAX:0553-23-2800